

2020年(令和2年)9月29日(火曜日)

三島駅再開発訴訟 上告

市民団体「転売利益失われ違法」

三島市のJR三島駅南口西街区の再開発で、市が土地の一部を市土地開発公社から買い取らなかったのは違法として市民団体「三島駅南口の整備を考える市民の会」が市を訴えた訴訟で、同会は、訴えを棄却した東京高裁判決を不服とし最高裁に上告した。十八日

付。

土地は公社が、再開発を行う東急電鉄に直接売却。同会は、市が買い取り請求権を行使し土地を買い取り転売すれば、得られたはずの利益約二億七千万円が失われたことが違法とし二〇一八年、静岡地裁に提訴した。

地裁は昨年十月、「買い取り請求権は金銭の給付を目的とする権利ではない」と請求を却下。同会は控訴したが東京高裁は今年七月、「転売利益が発生するかは明らかではない」と棄却した。

同会の渡辺豊博代表は「土地は周辺に比べ半額程度で東急に売却された。適法とは考えられない」と上告理由を説明。市の担当者は「上告理由を把握していない。コメントを差し控える」とした。